(外交防衛委員会)

駐 留 軍 等 の 再 編 の 円 滑 な 実 施 に 関 す る) 特 別 措 置 法 案 $\overline{}$ 閣 法 第二七号)(衆議 院 送付 要 旨

本 法 律 案 は 駐 留 軍 等 の 再 編 を 実 現 す 。 る た め に 再 編 に ょ る 住 民 の 生 活 の 安 定 に . 及ぼ す 影 響 の 増 加 に 配 慮

与 す る た め **ത** 特 別 の 措 置 を 講 じ、 併 せ て 駐 留 軍 の 使 用 に 供 す る 施 設 及 び X 域 が 集 中 す る 沖 縄 県 の 住 民 の 負 担

す

ることが

必

要

ح

認

め

5

れ

る

防

衛

施

設

の

周

辺

地

域

に

お

け

る

住

民

の

生

活

の

利

便

性

の

向

上

及

び

産

業

の

振

興

等

に

寄

を 軽 減 す る لح の 観 点 か 5 特 に 重 要 な 意 義 を 有 す る 駐 留 軍 の ァ 乂 IJ 力 合 衆 玉 ^ の 移 転 を 促 進 す る た め の 玉 際 協

力 銀 行 の 業 務 の 特 例 等 を 定 め る も の で あ ı) そ の 主 な 内 容 は 次 の لح お IJ で あ る。

こ の 法 律 に お 11 て \neg 駐 留 軍 等 の 再 編 لح は 平 成 + 八 年 五 月 日 に ワ シ ント ン で 開 催 さ れ た 日 米 安 全 保

障 協 議 委 員 会 に お L١ て 承 認 さ れ た 駐 留 軍 又 は 自 衛 隊 の 部 隊 等 の 編 成 配 置 又 は 運 用 の 態 樣 の 変 更 岩 玉 飛

行 場 ^ 移 駐 す る 空 母 艦 載 機 部 隊 لح 体とし て 行 動 す る 艦 船 の 部 隊 の 編 成 又 は 配 置 の 変 更 を含む。 を しし う。

防 衛 大 臣 は 駐 留 軍 等 の 再編として、 駐 留 軍若 L < は 自 衛 隊 の 部 隊 等 の 編 成 が変更され 又は そ れ らが

新

た

に

配

置

<u></u>

れ

る

等

の

防

衛

施

設

であって、

そ

の

周

辺

地

域

に

お

け

る

住

民

の

生

活

の

安定に

. 及ぼ

す影

響

の

増

加

に

配 慮 することが必要と認 め られ るも の を 再編 関 連 特 定 防 衛 施 設 として指定することができる。

Ξ が 当 防 該 衛 再 大 臣 編 は 関 連 再 特 編 定 関 防 衛 連 施 特 設 定 に 防 衛 お け 施 設 る 駐 の 留 周 軍 辺 市 等 町 の 再 村 編 に の お 円 しし て、 滑 か 政令です つ 確 実 定 な め 実 る 施 再 に 編 資 す 関 る 連 た 特 め 別 必 事 業 要 で を 行うこと あ る لح

め る ح き は 当 該 市 町 村 を 再 編 関 連 特 定 周 辺 市 町 村 ح U て 指 定 す ること が で き る。

四 玉 は 予 算 の 範 井 内 に お 11 て、 政 令で 定 め るところに ょ ij 再 編 関 連 特 定 周 辺 市 町 村 に 係 る 再 編 関 連 特

定 防 衛 施 設 に お け る 駐 留 軍 等 の 再 編 に ょ る 住 民 の 生 活 の 安 定 に 及 ぼ す 影 響 の 増 加 の 程 度 及 び そ の 範 井 を 考

編 関 連 特 定 周 辺 市 町 村 に 対 ŕ 再 編 関 連 特 別 事 業 に 係 る 経 費 に 充 て る た め、 再 編 交 付 金 を 交 付 す ることが

できる。

慮

当

該

駐

留

軍

等

の

再

編

の

実

施

に

向

け

た

措

置

ത

進

捗

状

況

及

び

そ

の

実

施

か

5

経

過

L

た

期

間

に

応

じ

当

該

再

五 防 衛 大 臣 は 都 道 府 県 知 事 の 申 出 に ょ ij 駐 留 軍 等 再 編 関 連 振 興 会 議 の 議 に 基 づ き、 再 編 関 連 特 定 周 辺

市 町 村 の \overline{X} 域 及 び こ れ に 隣 接 す る 市 町 村 **ത** \overline{X} 域 か 5 な る 地 域 で あ 5 て、 駐 留 軍 等 の 再 編 に ょ る 影 響 が 著

L١ も の لح L て 政令で定 め る 場 合 等 に 該 当 す る も の を 再 編 関 連 振 興 特 別 地 域 لح L て 指 定 す ること が で きる。

六

都

道

府

県

知

事

は

再

編

関

連

振

興

特

別

地

域

の

指

定

が

あ

つ

た

ح

き

は

再

編

関

連

振

興

特

別

地

域

整

備

計

画

の

案

を

作 成 ŕ 防 衛 大臣 に 提 出 す る。 防 衛 大 臣 は 駐 留 軍 等 再 編 関 連 振 興 会 議 の 議 に 基 づ き、 再 編 関 連 振 興 特 別

地 域 整 備 計 画 を決定す

弋 再 編 関 連 振 興 特 別 地 域 整 備 計 画 に 基づく事業のうち、 別 表 に 掲 げ る 事 業 $\overline{}$ 土 地改 良、 港 湾、 道 路 等)で

駐 留 軍 等 の 再 編 に ょ る 地 域 社 会 ^ の 影 響 の 内 容 及 び 程 度 を 考 慮 L て 速 ゃ か に 実 施 することが 必 要 な も の ع

か わ 5 ず、 同 表 に 掲 げ る 割 合と する。

L

て

政

令で定

め

る

も

の

に

要

す

る

経

費

に

係

る

玉

の

負

担

又

は

補

助

の

割

合

は

当該

事

業

に

関

す

る法

令

の

規

定

に

か

Ϋ́

防

衛

省

ビ

防

衛

を

議

総

務

大

臣

外

務

大

臣

財

務

大

臣

等

を

議

員

とす

る

駐

留

軍

等

再

編

関

連

振

興

会

議

大臣 長、

を 置 き、 同 会 議 は 再 編 関 連 振 興 特 別 地 域 の 指 定 亚 び に 再 編 関 連 振 興 特 別 地 域 整 備 計 画 の 決 定 及 び 変 更 に

関 す る 事 頂 を 処 理 す ِ چ

九 玉 際 協 力 銀 行 ば 在 沖 縄 米海 兵 隊 の グ ア 厶 移 転 に 伴う経 費 に 係 る 資 金 の 貸 付 け 等 の 駐 留 軍 再 編 促 進 金 融

業 務 を 行うことができることとし、 同 業 務 に 係 る 経 理 に つ しし て は、 そ の 他 の 業 務 に 係 る 経 理と 区分 駐

留 軍 再 編 促 進 金 融 勘 定 を 設けて 整 理 U な け れ ば な 5 な 1,

+政 府 かは、 予 算 の 範 囲 内に お 11 て、 玉 際 協 力 銀 行 に 対 Ų 出資に代えて駐留軍 再編促進 金融業務 に 係る資

金 を 無利子で貸 し付けることができる。

十一、国は、 駐留軍等の再編に当たっては、 駐留軍等労働者について、 その雇用の継続に資するよう、独立

十二、この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない 範囲 内におい て政令で定める日から施行し、一

教

育訓

練 そ

の 他 の

適

切な措置を講ずるものとする。

部

行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能

の規定を除き、 平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。